

第1号議案

令和2年度（公財）長崎平和推進協会 事業計画について

第1 はじめに

2020年は、戦後75年目の年である。

核不拡散条約（NPT）が1970年に発効してから今年は締結50周年という節目の年となる。2017年7月に国連で採択された核兵器禁止条約（TPNW）も早ければ今年中にも条約の発効に必要な50カ国に達成することが期待されている。

しかしながら、核兵器や気候変動の脅威などにより、本年1月に発表された「終末時計」が20秒進み、地球滅亡まで残り100秒となった。昨年、中距離核戦力（INF）全廃条約が破棄され、さらに本年2月にアメリカ海軍の潜水艦に小型核兵器が実践配備されることが発表され、核兵器使用のハードルが大きく低下することになった。

核兵器をめぐる国際情勢は依然として厳しい状況であるが、今年こそ、この「迷路」から抜け出し、核兵器のない世界に向けて一歩でも進むことを期待したい。

一方、昨年末に中国で発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中に広がり、日本も例外でなくなった。早期に収束することを願うばかりである。

今年の8月9日は、平和の祭典である「2020東京オリンピック」の閉会式が予定されており、長崎でも今夏に被爆75周年事業が数多く開催される。

「長崎は被爆後75年間、草木も生えぬ」と言われたが、戦後、長崎市は「国際文化都市」として見事に復興を果たし、最近では被爆者の超高齢化が進み、「被爆継承」が喫緊の課題となっている。

昨年9月から長崎原爆資料館及び平和会館、長崎市歴史民俗資料館に指定管理者制度が導入されたことに伴い、これまで長崎市から協会が受けていた業務委託（観覧受付、総合窓口、図書室）及び図書販売（売店）事業が指定管理者に移行した。

これにより、収益事業から公益事業へ繰入ってきた他会計振替が減少したことに伴い、既存事業の予算をより厳しく見直した。

また、昨年4月より長崎市から継承5事業を受託しているが、本年度は継承6事業を受託する予定である。

第2 令和2年度の事業について

「第1 はじめに」に記載のとおり、「Ⅱ長崎原爆資料館運営事業（原爆・平和総合案内業務）」、「Ⅲ長崎原爆資料館図書資料収集整理事業」を廃止したために、当協会の事業は、公益目的事業である「Ⅰ平和推進事業」及び「Ⅳ国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営事業」、「Ⅴ収益事業」の3事業に区分する。

ただし、「Ⅴ収益事業」もインターネット販売及び直接販売に特化した。

I 平和推進事業（公益目的事業）

「原爆被災並びに平和に関する資料の収集・整理、活用及び情報発信」「被爆の継承、核兵器廃絶及び平和に関する講演会等の開催」「平和に関する諸問題の調査研究」「各平和関係機関との連携・交流」「被爆体験の継承や平和意識高揚のための事業の育成並びに助成」等の事業を行い、平和意識の高揚を図るとともに、平和に関する見識・知性・国際感覚に優れた人材の育成を図る。

(1) 発刊事業費

協会の発刊事業については、これまでの紙媒体からインターネット等を活用した広報PR手法に順次移行していく。

① 会報「へいわ」の発行（年4回）

協会の事業活動をはじめ、平和に関する動向をいち早くとらえ、協会会員・役員、各関係機関等に情報提供するとともに、会員相互の連携を図る。

② ブックレット「平和のあゆみ」の発行

平和意識高揚のための協会の年間を通じた取り組みや、前年度の活動状況、事業実施状況等をまとめた冊子を作成・発行し、平和を考える際の資料とする。

③ 広報活動費

協会リーフレット、情報BOXの作成、HP等で協会の活動を広く周知する。

(2) 啓発事業費

① 平和学習の実施

被爆の実相を伝えるため、修学旅行生や市内の小中学校などで被爆体験講話を実施する。また、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館が育成した外国語ボランティアガイドの実践研修を実施する。その他、平和学習用のビデオ・DVD・写真パネル等の貸出しを行う。

② 講演会等の開催

会員及び市民を対象に平和への認識を深めるための講演会を開催する。

③ 国連軍縮週間行事（市民のつどい）

国連軍縮週間（10/24～30）に様々な行事が行われるなか、会員や市民の協力のもと、戦時食や折り鶴コーナーなどを開設し平和意識の高揚を図る。

④ 県外原爆展開催

(3) 調査研究費

平和・軍縮関係の会議やシンポジウムなどに、協会役員・職員を派遣し、情報収集や関係機関との交流・意見交換を図る。

(4) 育成事業費

①部会活動

協会会員が市民とともに平和意識の啓発・高揚を図るために部会活動を行う。
（継承部会、写真資料調査部会、国際交流部会、音楽部会）

①-2 米国国立公文書館資料検証業務

長崎市から米国国立公文書館原爆資料調査で収集した写真資料・動画の検証業務を受託し、資料の公開・活用に向けて、写真等の撮影場所や時期を検証するとともに、説明文を作成する。

② 平和案内人派遣事業

観光客や長崎県内の学校の平和学習を対象に、原爆資料館や被爆建造物等などのボランティアガイドである平和案内人（1～6期生 150人）のうち、資料館常駐の平和案内人の交通費及び研修を行う際の講師への謝礼金を負担する。

②-2 長崎市教育委員会からの受託事業

長崎市内小中学校の平和案内人碑めぐりガイドは、令和2年度から長崎市教育委員会からの委託事業へ変更する。

③ 平和案内人育成事業（持ち越し分）

昨年度育成の7期生（35人）は、新型コロナウイルス感染症の影響で、育成を令和2年度に持ち越すことになり、その活動開始も大幅ずれることになった。

④ アジア青年平和交流事業

長崎の若者（大学生・高校生）に、平和に関する自由な発想の「企画」を募集し、発表・審査会を経て、協会から学生側に事業を委託して学生自ら実施する。

⑤ 平和事業への支援（共催、後援）

協会の活動趣旨と合致する音楽会や講演会、シンポジウムなどの事業・活動を協会が共催・後援することにより平和事業の推進を支援する。

⑥ 秋月 Grant

被爆の継承や平和意識高揚のための事業を実施する団体等へ、初代理事長である(故)秋月辰一郎氏の名を冠した助成を行い、平和に関する事業・活動を支援する。

⑦ 語り継ぐ被爆体験（家族・交流証言）

⑧ 青少年ピースボランティア育成

⑨ 青少年ピースフォーラム

⑩ 青少年平和交流

⑪ 【新規】国際青年平和フォーラム

(5) 平和推進事業に係る職員の人件費、及びその他事務に要する経費

II 長崎原爆資料館運営事業（原爆・平和総合案内業務）（公益目的事業）

長崎原爆資料館が、令和元年 9 月 1 日から指定管理者に移行したために、本事業は廃止する。

III 長崎原爆資料館図書資料収集整理事業（公益目的事業）

長崎原爆資料館が、令和元年 9 月 1 日から指定管理者に移行したために、本事業は廃止する。

IV 国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営事業（公益目的事業）

国（厚生労働省）から国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理及び事業運営を受託し、被爆の実相・核兵器の脅威を国内外へ広く伝え、もって核兵器廃絶・世界恒久平和を実現するため、来館者へ原爆死没者への追悼の念と平和を祈念する心の涵養を図る。

また、被爆関連資料・情報の収集や提供、海外原爆展、被爆医療を中心とした国際協力・交流事業を実施し、核兵器廃絶と平和意識の高揚・醸成を図る。

【祈念館の主な事業】

- ① 原爆死没者の氏名・遺影の登録・公開及び死没者名簿の保管

- ② 被爆体験記等の収集・整理・公開
- ③ 企画展の開催（収集した被爆体験記等の展示・公開）
- ④ 被爆体験記執筆補助
- ⑤ 被爆証言ビデオ製作
- ⑥ 被ばく医療関連情報の収集・整理・提供
- ⑦ 平和関連情報の収集・整理・提供
- ⑧ 多言語化対応事業
（被爆体験記等の英語・中国語・韓国語等への翻訳）
- ⑨ 被爆体験記の朗読事業（朗読ボランティア「永遠の会」の派遣）
- ⑩ 家族・交流証言者等の派遣および語学等の研修
【新規】被爆者の市外派遣（国内・国外）
- ⑪ 外国語講座の開催
（平和ボランティア育成外国語講座：英語・中国語・韓国語）
- ⑫ インターネット会議システムによる平和学習・交流（ピースネット）
- ⑬ 修学講習の実施（追悼平和祈念館における被爆体験講話）
- ⑭ 海外原爆展の開催
- ⑮ インターネットによる情報提供（グローバルネット等）
- ⑯ 情報展示システムの保守・管理
- ⑰ 平和・国際交流ネットワーク構築
（アジアの若者による平和ネットワークの構築）
- ⑱ 長崎国際平和祈念祭（Nagasaki Love & Peace Message）の開催
- ⑲ 祈念館施設・設備の維持管理

V 収益事業（図書等販売）

長崎原爆資料館が、令和元年 9 月 1 日から指定管理者に移行したために、原爆資料館売店での販売も同様に指定管理者に移行したが、インターネット等を活用して原爆・平和に関する書籍や物品を販売する。

なお、法人税や次期繰越し経費を除いた利益の50%は、「平和推進事業」へ繰り入れる。

VI その他管理運営に係る費用（法人会計）

公益法人を適正に運営するために、定期的に行う財務・組織委員会、理事会、評議員会等に要する費用。

長崎市からの新たに受託する予定の6事業（去年は5事業を受託）

1 業務委託の考え方

被爆者の高齢化など被爆者から直接被爆体験を聞ける機会がますます少なくなっていく中、長崎市と（公財）長崎平和推進協会が連携し、両輪となって平和を推進する体制を整えていく必要があることから、次世代の継承事業を長崎市から平和推進協会が受託する。

2 時期：令和2年4月～（1年間）

3 事業内容

（1）語り継ぐ被爆体験（家族・交流証言）

被爆者の被爆体験を語り継ぐ「家族・交流証言者」を支援、長崎市内に派遣することで、被爆体験の次世代の語り部への継承を推進する。

国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館と協働し、国の支援事業として、「家族・交流証言者」を長崎市外（海外を含む）に派遣する。

（2）県外原爆展開催

被爆の実相に触れる機会の少ない長崎県外において、写真パネルや被災資料の展示、被爆体験講話、ビデオ上映等を通じて、核兵器廃絶と平和に対する意識の高揚を図る。

令和2年度からは、これまでの未開催県での開催に加え、若い世代へ被爆の実相を伝えるため、大学で原爆展を開催する。

（3）青少年ピースボランティア育成

青少年が被爆の実相や戦争について学び、さまざまな視点から平和について考え、行動することにより、被爆体験の継承と平和意識の高揚を図る。

被爆者による活動に加え、若者を対象とした事業を行うことにより、次世代への継承をより円滑に進めていくことが期待できる。

（4）青少年ピースフォーラム

毎年8月9日の平和祈念式典にあわせて、全国の自治体が派遣する平和使節団の青少年と地元長崎の青少年とが一緒に被爆の実相や平和の尊さを学習し、交流を深めることで平和意識の高揚を図る。

青少年ピースボランティアがホスト役となり事業を運営していることから、青少年ピースボランティア事業とは切り離せない事業である。

（5）青少年平和交流

長崎の高校生5人を海外（アメリカ・ハワイ）に派遣する。派遣する高校生には、アメリカ・ハワイの平和教育機関が開発した学習プログラムに参加し、ハワイの若者と意見交換や平和交流を通じて、高校生の目線で、原爆の悲惨さと平和

の尊さを発信してもらおう。

なお、本事業は、長崎大学核兵器廃絶センター（RECNA）の協力を得て共同で実施する。

（6）【新規】国際青年平和フォーラム

被爆 75 周年を記念し、長崎にゆかりの若者を招いて、平和の取り組みの活動報告や意見交換、平和交流を行う。

招待する若者は、大学原爆展を開催した大学生、青少年ピースフォーラム経験者、青少年ピースボランティア、APN（マレーシア、中国、韓国）など

協会の被爆 75 周年事業

（1）女優たちの原爆朗読劇「夏の雲は忘れない」2020 特別編 in NAGASAKI

①日 時：令和 2 年 8 月 30 日（日）13:00～14:15

②場 所：原爆資料館ホール

③交流会：8 月 30 日（日）14:30～15:30 追悼平和祈念館交流ラウンジ

出演女優、脚本家と永遠の会の交流会（意見交換）

（2）「被爆 75 周年長崎原爆写真展」：写真資料調査部会主催

①日 時：令和 2 年 7 月 22 日（水）～27 日（月）の 6 日間

②場 所：市立図書館の多目的ホール

③テーマ：写真による継承のかたち

（3）講演会（拡大して開催予定）

①内 容：出演予定女優と交渉中

②日程等：未定

（4）被爆者ビデオの作成

①目 的：被爆者の超高齢化に伴い、被爆者の病気や物忘れにより、急に被爆体験講話ができなくなった場合にビデオ等で対応するため。

②内 容：既存のビデオを編集して、作成する。

（5）被爆 75 周年被爆体験記企画展示（拡大版）＋平和写真展

①日 時：令和 2 年 7 月～8 月（1 か月間程度予定）

②場 所：追悼平和祈念館交流ラウンジ